

# 地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査

## (1) 地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価して、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とするいわゆる環境配慮契約は「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(環境配慮契約法)が施行されたことにより、各地方公共団体で取組が始まりつつある。公共機関自らの事務による排出を削減する率先実行の必要性、公共部門(日本経済の1/4弱)の買い支えによる環境配慮型市場への転換、厳しい財政事情の下、トータルコストを勘案した効率的な予算の活用などの意義のもと地方公共団体は、今後この環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の契約方策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

### <調査概要>

#### (1) 調査対象と調査方法

○調査対象：全国 1,852 地方公共団体(平成 20 年 11 月 20 日現在)

(47 都道府県、17 政令市、789 区市、999 町村)

○調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局

○調査時期：平成 20 年 11 月～平成 20 年 12 月

○調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収(一部、FAX での回答含む)

#### (2) 設問

アンケートにおける主な設問は、以下のとおりとである。

○環境配慮契約の進捗状況(法の理解度、参考情報、効果、阻害要因など)

○契約方針の策定状況、方針や実績の公開状況、独自分野の取組など

○対象に追加すべき/見直すべき分野など

○環境配慮契約の実績

○意見・要望など

#### (3) 回答の概要

	発送数	回収数	回収率(%)
都道府県・政令指定都市	64	64	100.0
区市	789	571	72.4
町村	999	604	60.5
合計	1,852	1,239	66.9

※政令市については、平成 20 年度時点の 17 都市で集計。

### <主な調査結果とグリーン購入法との比較による考察>

環境配慮契約法は平成 19 年 11 月に施行されたため、今回が初の調査である。そこで、同じく当時グリーン購入法施行後初の調査となった平成 13 年度の地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（以下、グリーン購入の調査）の内容と比較した。

### ○アンケートの回収率の比較

今回の環境配慮契約のアンケート回収率は以下のとおりとなった。

		発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県 政令指定都市	H20 環境配慮契約	64	64	100.0
	H13 グリーン購入	59	59	100.0
区市	H20 環境配慮契約	789	571	72.4
	H13 グリーン購入	682	551	80.8
町村	H20 環境配慮契約	999	604	60.5
	H13 グリーン購入	2,552	1,534	60.1
合計	H20 環境配慮契約	1,852	1,239	66.9
	H13 グリーン購入	3,293	2,144	65.1

都道府県・政令市はどちらも 100%の回収率であった。区市は平成 13 年度のグリーン購入の調査のアンケート回収率の方が高く 80.8%、町村では今回の環境配慮契約のアンケートの回収率の方が若干上回った。

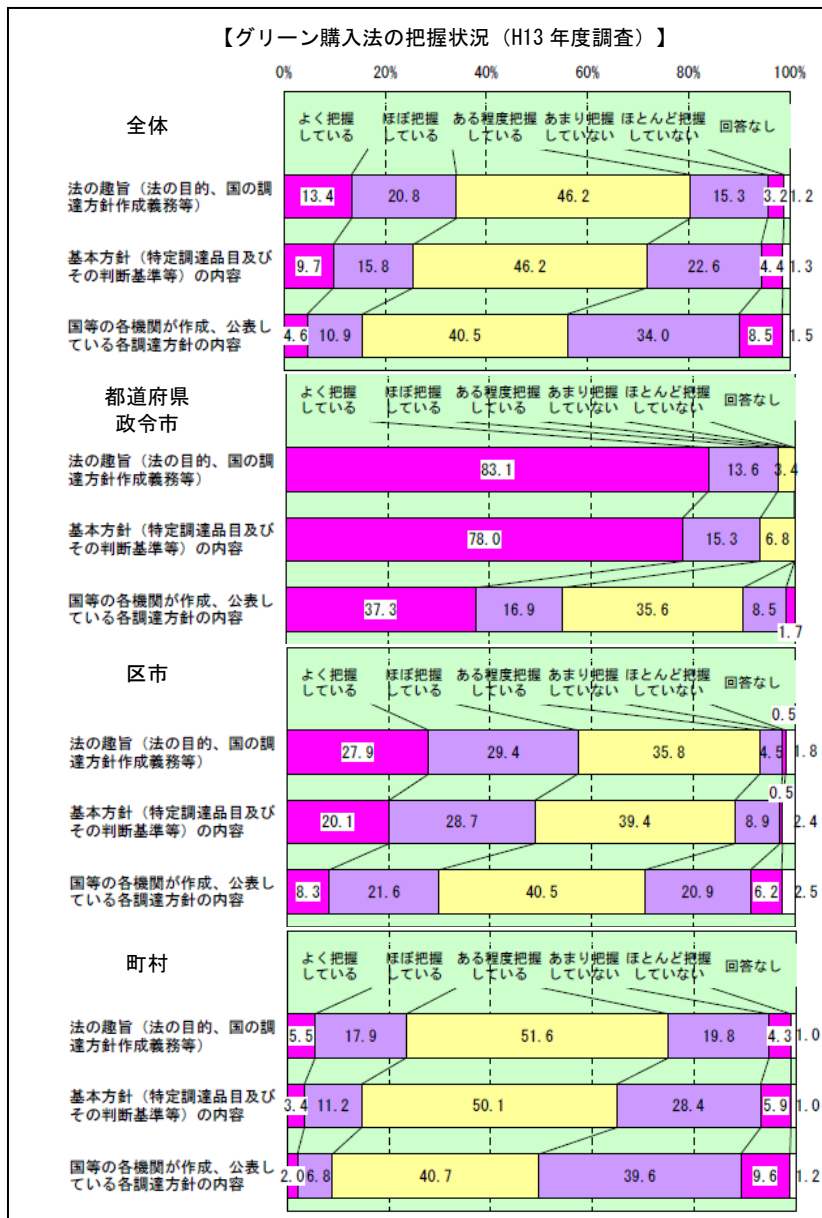
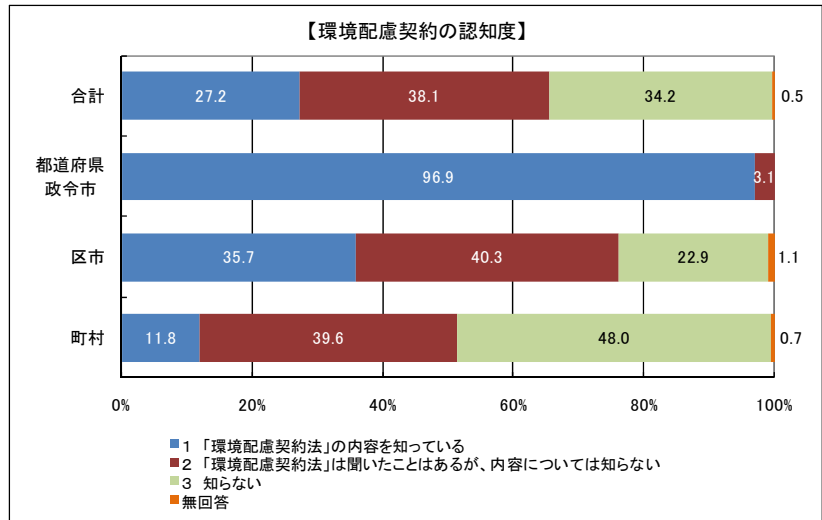
合計をみると環境配慮契約のアンケート回収率が 66.9%、平成 13 年度のグリーン購入の調査のアンケート回収率が 65.1%と環境配慮契約の方が若干上回った。

## ○環境配慮契約法の認知度

環境配慮契約法の内容を知っていると回答した全体の割合は27.2%となった。都道府県・政令市では96.9%と認知度が高い一方で、町村では48.0%が知らないと回答しており、地方公共団体の規模によって環境配慮契約法の認知度は差があるといえる。

一方、平成13年度のグリーン購入の調査では、「法の趣旨」、「基本方針の内容」、「国等の各機関が作成、公表している各調達方針の内容」の3点について、把握度を5段階で調査していた。全体では法の趣旨を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は34.2%となっていた。また同様に基本方針の内容を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は96.7%、基本方針の内容を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は93.3%となっていた。都道府県・政令市では法の趣旨を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は96.7%、基本方針の内容を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は93.3%となっていた。町村の法の趣旨を「あまり把握していない+ほとんど把握していない」と答えた割合は24.1%となり、基本方針の内容を「よく把握している+ほぼ把握している」と答えた割合は34.3%となっていた。

設問と選択肢は全く同一ではないが、この結果は類似した傾向がみられる。



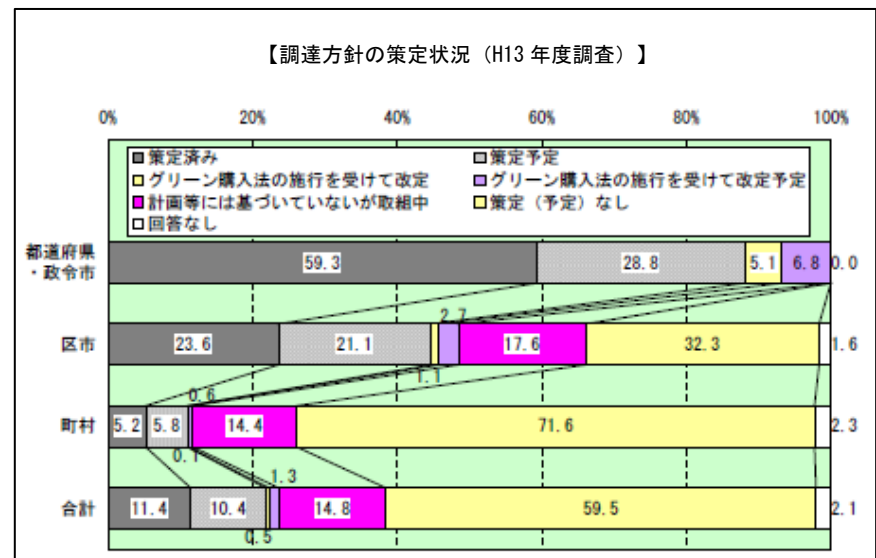
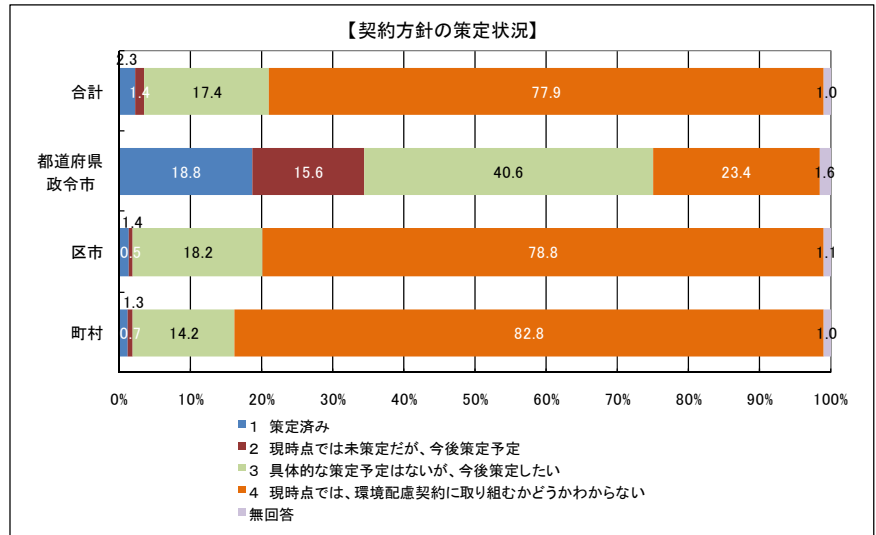
### ○契約方針の策定状況

契約方針を既に策定していると回答した割合は 2.3%であった。都道府県・政令市の約 8 割が策定済み及び今後策定を予定しているのに対し、区市、町村では現時点では環境配慮契約に取り組むかどうか分からないとしている地方公共団体が 8 割に及んでいる。

一方、平成 13 年度のグリーン購入の調査では、グリーン購入法の調達方針を既に策定済みと回答した割合は全体で当時 11.4%となっており、都道府県・政令市の約 9 割が策定済み及び策定予定としていたが、町村では 71.6%が策定予定なしとなっていた。

法施行後の環境配慮契約の契約方針策定状況とグリーン購入の調達方針のそれぞれの策定状況を比べると環境配慮契約の契約方針の策定率の方がやや出遅れている傾向が見られる。それは特に区市での策定率の差が顕著であるが、

都道府県・政令市においても、環境配慮契約の契約方針の策定済みが 18.8%であり、その契約方針の策定事例がまだまだ少ない状況である。そのため、区市や町村にとっては策定にあたって参考にする例が少なく、足踏みをしやすい状況でもあると推測される。しかし、都道府県・政令市では 56.2%が環境配慮契約の契約方針を今後策定予定であり、この取組が進むと区市や町村の取組も進展することが期待される。



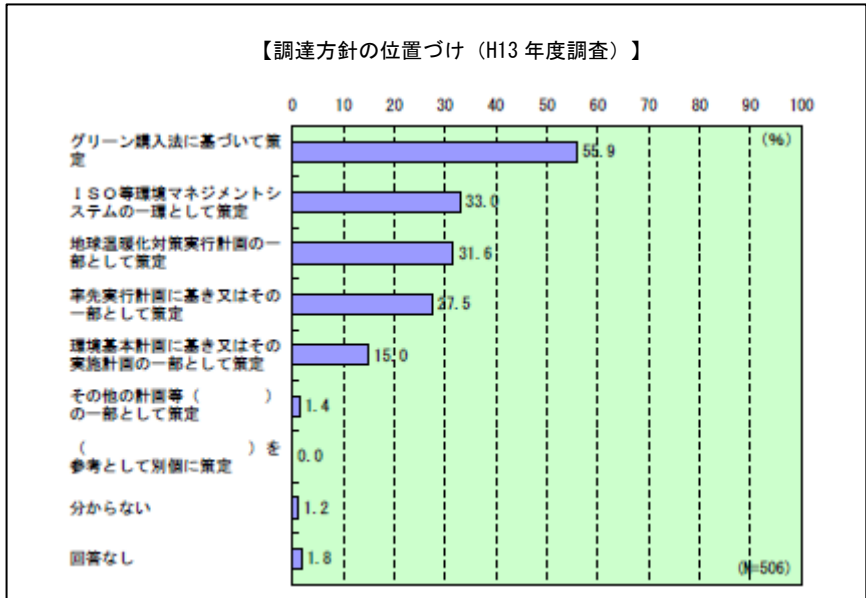
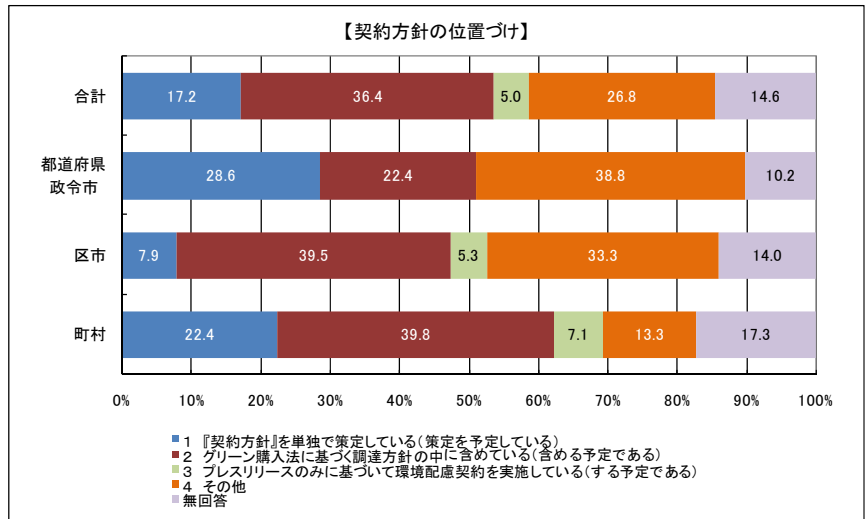
### ○契約方針の位置づけ

『契約方針』を単独で策定している（または予定）と回答したのは全体の 17.2%であった。全体で割合が一番多いのはグリーン購入法の調達方針の中に含めた位置づけであり、36.4%となった。

その他としては「地球温暖化対策実行計画」の中に含める（4件）、ISO14001 に位置付け（1件）、未定（26件）などがあつた。

一方、平成 13 年度のグリーン購入の調査では、調達方針の位置づけで最も多かったのは「グリーン購入法に基づいて策定した」が 55.9%、次いで「ISO 環境マネジメントシステムの一環として策定した」が 33.0%、「地球温暖化対策実行計画の一部として策定した」が 31.6%、「率先実行計画に基き又はその一部として策定」が 27.5%となっていた。こうして見ると、グリーン購入の調達方針も当初は単独で策定

されていたのではなく、多くは ISO 等に位置づけて策定、取組が進められてきた。環境配慮契約においても、現在はまだグリーン購入法に基づく基本方針に含まれている例が多いが、むしろそれは環境配慮契約に取組むために、段階を踏んでいる過程であるとも考えられ、今後のより一層の普及が期待される。



## ○環境配慮契約の取組状況

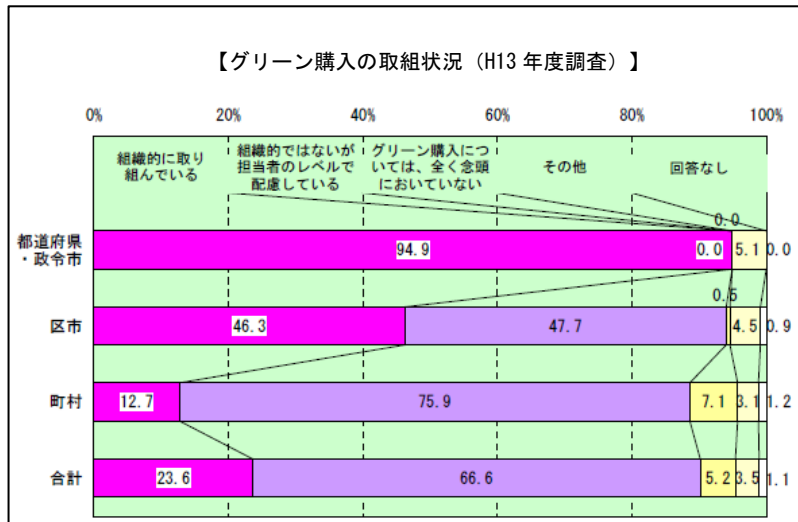
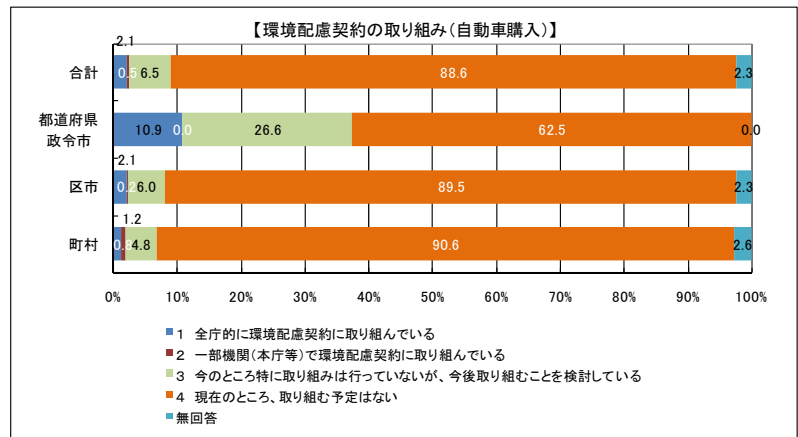
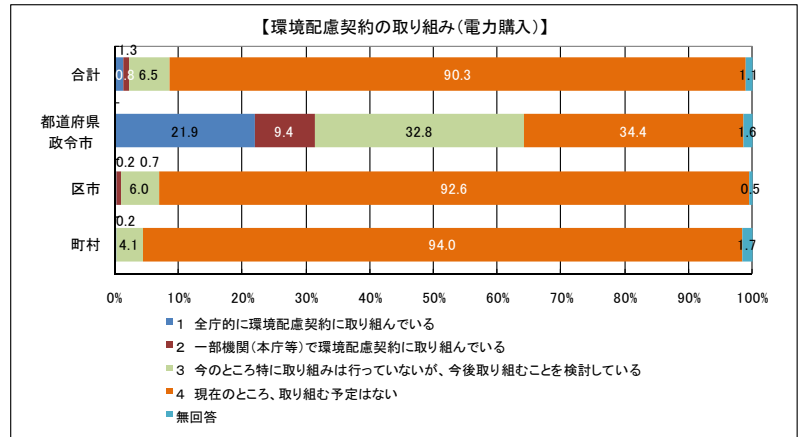
電力の購入に係る契約に取り組んでいる団体は 2.1%（全庁的な取組 1.3%、一部での取組 0.8%）となった。区市、町村では、現在のところ、取り組む予定はないと答えた割合が 90%を超えた。

自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組む予定が現在のところないと答えた割合は全体の 88.6%となった。都道府県・政令市でも、取り組む予定がないと答えた割合が 62.5%となり、取組はまだまだ途についたところであることが分かった。

平成 13 年度のグリーン購入の調査では、組織的に取り組んでいる割合が全体で 23.6%となっていた。都道府県・政令市では 94.9%、区市では 46.3%、町村では 12.7%であった。

環境配慮契約法施行後、電力の契約、自動車の契約のどちらも全体の 5%にも満たない取組状況となった。平成 13 年度のグリーン購入の調査では、組織的に取り組んでいる割合が 23.6%、組織的でなくても担当者レベルで取り組んでいる場合も 66.6%となっており、法施行後間もない調査により明らかとなった取組の状況としては、環境配慮契約法契約法とは大きな差がある。もっとも、

グリーン購入の紙類や文具類などの分野は購入する機会が多く、また取り組みが比較的容易であると考えられるため、環境配慮契約法上の電力、自動車に係る契約と大きな差が生じていると考えられる。



## <グリーン購入の調査との比較による考察のまとめ>

環境配慮契約法の内容については、グリーン購入法が施行されたときとほぼ同様の認知度であった。初年度であることを考えても、これから更に認知度を高めていく必要があり、今後、多くの地方公共団体における普及及び取組の推進が期待される。

契約方針の策定は、グリーン購入の調達策定率と比べ、やや緩やかな進捗であるが、市区町村では約2割が、都道府県・政令市では半数以上がこれから取り組んでいきたいと回答している。ただし、契約方針策定の取組が進むためには、事例がまだ少なく、市区町村では策定のために参考とするものが多いはない状況となっていると考えられる。このような状況の中で、地方公共団体が契約方針を策定するにあたって、その契約方針をどのように位置づけるかは非常に重要な要素となる。組織として環境配慮契約に関する契約方針を新たに策定することは、担当部門にとっては非常に手間と労力が必要になることもあり、容易に取り組むことのできるものではない。現在、契約方針の策定の位置づけで最も多いのはグリーン購入の調達方針の中に含めるといった位置づけである。その他にはISO14001の手順書や地球温暖化対策実行計画の中に含めるといった場合などがある。

電力の購入と自動車の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる割合は、都道府県・政令市でそれぞれ3割と1割ほどであるが、契約する機会、金額、手間が大きく違うため、グリーン購入と比べて、取組の状況には大きく違いが表れた。また、例えば電力の購入に係る契約を行おうとした場合に、応札自体が1社しかない場合などがあり、効果を疑問視する声もある。しかし、グリーン購入において、法施行当初は、環境物品の価格、品質は従来品よりも劣っているものもあったが、各地方公共団体の8年にわたる取組の成果もあり、従来品と同等の価格、品質の環境物品の割合は増えてきた傾向がある。つまり、グリーン購入が市場をグリーン化してきたと考えることができる。これと同様に、環境配慮契約に取り組む意義は単に二酸化炭素の排出量を抑えるという目的のみではなく、電力であれば新エネルギーの普及効果、自動車であれば、環境配慮型の車の普及効果等が期待される。その活動の意義を理解し、意識を高めていくことが必要不可欠である。